

仙台市スポーツ賞事務取扱要領抜粋

(顕彰基準)

第2条 顕彰にあたっては、次の基準によるものとする。

(1) 仙台市スポーツ大賞

市長がスポーツ競技において特別な功績があると認めたもの。

(2) 仙台市スポーツ栄光賞

ア 次の競技大会において入賞した個人及び団体

(ア) オリンピック・世界選手権等国際競技連盟が主催する大会

(イ) パラリンピック・世界選手権等国際障害者スポーツ団体が主催する大会

イ 次の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 前項の国内予選を兼ねた国内大会または国民体育大会

(イ) 国体種目の全日本選手権

(ウ) 国体種目の全日本実業団大会もしくは社会人大会

(エ) 国体種目の全日本大学大会

(オ) 国体種目のジュニア大会及び JOC ジュニアオリンピックカップ大会

(カ) 日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟、全国高等専門学校体育連盟の主催する大会

(キ) ジャパンパラリンピック

ウ 世界記録、日本記録を樹立した個人及び団体

エ アに掲げる競技大会に準ずる大会であると仙台市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)が認める大会において優勝した個人及び団体

(3) 仙台市スポーツ優秀賞

ア 前号イに掲げる競技大会において準優勝した個人及び団体(ただし、小中学生の場合は第3位も含む)。

イ 前号エの大会において入賞した個人及び団体

(4) 仙台市スポーツ奨励賞

ア 以下の競技大会において優勝した個人及び団体

(ア) 第2号及び第3号に掲げるものを除く全国大会

(イ) 全国障害者スポーツ大会

(ウ) 日本障害者スポーツ協会主催の全国大会

イ 世界マスターズ大会にて入賞した個人及び団体

(5) 仙台市スポーツ功労賞

ア 本市においてスポーツ振興のため無償で援助活動を継続的に行っている個人及び団体

イ 本市においてスポーツに関する学術・研究などで著しい功績をおさめた個人及び団体

ウ その他本市スポーツ振興・発展に寄与した個人及び団体

エ アからウまでにかかわらず、職務上の行為による場合又は同様の行為により本市若しくは他団体から表彰を受けた者は、対象としない。